

令和4年坂祝町議会  
第4回臨時会 議案

令和4年10月31日提出  
加茂郡坂祝町

付議事件

- 議案第 4 1 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について  
議案第 4 2 号 令和 4 年度坂祝町一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 4 1 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものとする。

令和 4 年 1 0 月 3 1 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

町の歳入に係る督促手数料を廃止することに伴い、坂祝町税条例の一部改正など、関係条例の整備を行う条例を制定するものです。

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（坂祝町税条例の一部改正）

第1条 坂祝町税条例（昭和43年条例第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p><u>第21条 削除</u></p> | <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p><u>（督促手数料）</u></p> <p><u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合には、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> |

（坂祝町町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分執行条例の一部改正）

第2条 坂祝町町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分執行条例（昭和42年条例第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>坂祝町町税以外の諸納付金の<u>督促</u>、延滞金徴収及び滞納処分執行条例</p> <p>第2条 前条の規定により督促状を発したときは、延滞金を徴収する。</p> <p><u>第3条</u> （略）</p> | <p>坂祝町町税以外の諸納付金の<u>督促手数料</u>、延滞金徴収及び滞納処分執行条例</p> <p>第2条 前条の規定により督促状を発したときは、<u>督促手数料及び延滞金</u>を徴収する。</p> <p><u>第3条 督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</u></p> <p><u>第4条</u> （略）</p> |

第4条 督促状の指定期限までに納付金及び延滞金を完納しないものがあるときは、国税徴収法(昭和34年法律第147号)の例により滞納処分を執行する。

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第5条 督促状の指定期限までに納付金、督促手数料及び延滞金を完納しないものがあるときは、国税徴収法(昭和34年法律第147号)の例により滞納処分を執行する。

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(坂祝町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 坂祝町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第15号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                             | 改正前  |
|---------------------------------|--|
| <p>(延滞金)<br/><u>第5条</u> (略)</p> | <p>(保険料の督促手数料)<br/><u>第5条</u> 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。<br/>(延滞金)<br/><u>第6条</u> (略)</p> |

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(坂祝町介護保険条例の一部改正)

第4条 坂祝町介護保険条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

| 改正後           | 改正前   |
|---------------|---|
| <u>第8条</u> 削除 | (保険料の督促手数料)<br><u>第8条</u> 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。 |

(坂祝町都市計画下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部改正)

第5条 坂祝町都市計画下水道事業受益者負担金等に関する条例(平成5年条

例第10号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(督促)<br/>第9条 (略)<br/>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)<br/>(分担金に係る<u>督促</u>及び延滞金)</p> <p>第11条 分担金に係る<u>督促</u>及び延滞金については、坂祝町町税以外の諸納付金の<u>督促</u>、延滞金徴収及び滞納処分執行条例(昭和42年条例第9号)の定めるところによる。</p> | <p>(督促)<br/>第9条 (略)<br/>2 (略)<br/><u>3</u> <u>第1項の督促状を發した場合に</u><br/><u>おいては、督促状1通について、1</u><br/><u>00円の督促手数料を徴収する。</u><br/><u>4</u> (略)<br/>(分担金に係る<u>督促手数料</u>及び延滞金)</p> <p>第11条 分担金に係る<u>督促手数料</u>及び延滞金については、坂祝町町税以外の諸納付金の<u>督促手数料</u>、延滞金徴収及び滞納処分執行条例(昭和42年条例第9号)の定めるところによる。</p> |

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し發した督促状に係る督促手数料については、その督促状を發した日にかかわらず、なお従前の例による。

議案第42号

令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第5号）を提出するものとする。

令和4年10月31日 提出

坂祝町長 柴山佳也